

取締役会などで代表者が変更※(法人の場合、商業登記後ではありません。)になったら、前代表者名義の電子証明書は、絶対に使用しないでください。

※ 「代表者が変更」とは、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は物品等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人(契約者)の変更のことです。

I 前代表者名義の電子証明書を使った入札は、無効で入札参加停止等の措置を受ける可能性があります。

- 1 電子証明書を不正に使用した入札として、当該入札が無効になります。
- 2 「不正又は不誠実な行為」を行った者として、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

II 代表者を変更した時は、直ちに埼玉県電子入札共同システムの「競争入札参加申請受付システム」で変更申請を行ってください。

- 1 上記の変更申請後、発注者から「紙入札の承認」を得た後は、新代表者による紙入札が可能となります。
紙入札とは、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7-1又は埼玉県物品調達等電子入札運用基準6(2)に規定する紙の入札書を提出すること。
- 2 上記の変更申請後、新代表者の電子証明書利用者登録完了後は、新代表者名義の電子証明書による電子入札が可能となります。

III 旧電子証明書を使用した無効な入札(例)

